

# 所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 2 6 年 1 1 月

所 沢 市

## - 目 次 -

はじめに

|                              |    |
|------------------------------|----|
| 第1章 対策の基本方針                  | 1  |
| 1 .対象とする感染症                  | 1  |
| 1-1.定義                       | 1  |
| 2 .新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 | 1  |
| 2-1.対策の目的及び基本的な戦略            | 1  |
| 2-2.対策の基本的な考え方               | 3  |
| 2-3.実施上の留意点                  | 5  |
| 2-4.記録の作成・保存                 | 6  |
| 3 .新型インフルエンザ等発生時の被害想定等       | 6  |
| 3-1.発生時の被害想定について             | 6  |
| 3-2.発生時の社会への影響について           | 7  |
| 4 .対策推進のための役割分担              | 8  |
| 4-1.国の役割                     | 8  |
| 4-2.地方公共団体の役割                | 8  |
| 4-3.医療機関の役割                  | 9  |
| 4-4.指定(地方)公共機関の役割            | 9  |
| 4-5.登録事業者                    | 9  |
| 4-6.一般の事業者                   | 10 |
| 4-7.市民                       | 10 |
| 5 .発生段階                      | 11 |
| 6 .行動計画の主要5項目                | 13 |
| 6-1.実施体制                     | 13 |
| 6-2.情報収集・情報提供                | 17 |
| 6-3.予防・まん延防止                 | 17 |
| 6-4.市民生活・市民経済の安定             | 20 |
| 6-5.医療                       | 20 |

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 6-6. 市内発生宣言               | 21 |
| 7. 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の措置   | 23 |
| 7-1. 実施体制                 | 23 |
| 7-2. 情報収集・情報提供            | 23 |
| 7-3. 予防・まん延防止             | 24 |
| 7-4. 市民生活・市民経済の安定         | 24 |
| 7-5. 医療                   | 25 |
| <br>                      |    |
| 第2章 発生段階に応じた対応            | 26 |
| 1. 未発生期（国内・海外で未発生）        | 26 |
| （1）実施体制                   |    |
| （2）情報収集・情報提供              |    |
| （3）予防・まん延防止               |    |
| （4）市民生活・市民経済の安定           |    |
| 2. 海外発生期                  | 30 |
| （1）実施体制                   |    |
| （2）情報収集・情報提供              |    |
| （3）予防・まん延防止               |    |
| （4）市民生活・市民経済の安定           |    |
| 3. 国内発生期                  | 33 |
| （1）実施体制                   |    |
| （2）情報収集・情報提供              |    |
| （3）予防・まん延防止               |    |
| （4）市民生活・市民経済の安定           |    |
| 4. 地域発生早期（県内・市内・近隣市等での発生） | 37 |
| （1）実施体制                   |    |
| （2）情報収集・情報提供              |    |
| （3）予防・まん延防止               |    |

|  |    |
|--|----|
| ( 4 ) 市民生活・市民経済の安定                       |    |
| ( 5 ) 医療                                 |    |
| 5 . 地域感染拡大期( 県内・市内・近隣市等での感染拡大) . . . . . | 42 |
| ( 1 ) 実施体制                               |    |
| ( 2 ) 情報収集・情報提供                          |    |
| ( 3 ) 予防・まん延防止                           |    |
| ( 4 ) 市民生活・市民経済の安定                       |    |
| ( 5 ) 医療                                 |    |
| 6 . 小康期 . . . . .                        | 47 |
| ( 1 ) 実施体制                               |    |
| ( 2 ) 情報収集・情報提供                          |    |
| ( 3 ) 予防・まん延防止                           |    |
| ( 4 ) 市民生活・市民経済の安定                       |    |

## はじめに

### 1 . 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。新型のウイルスについては、多くの人が免疫を獲得していないため、発生した際には、世界的な大流行（パンデミック）となる可能性があり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念される。

また、未知の感染症である新感染症の中には、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性もあり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ及び同様な危険性のある新感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成 24 年 5 月に制定された。

### 2 . 取組の経緯

国においては、新型インフルエンザに係る対策として、平成 17 年に、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じた「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。その後、同計画は数次にわたる部分的な改定が行われ、平成 20 年に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 30 号。）」により、新型インフルエンザ対策の強化が図られたことを受け、平成 21 年 2 月に大きな改定が行われた。

同年 4 月に、新型インフルエンザ（A/H1N1）がメキシコで確認され、世界的大流行となった。我が国でも発生後 1 年余で約 2 千万人がり患したと推計されていたが、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人であり、死亡率は 0.16（人口 10 万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。この流行に対する経験から、病原性が季節性並

みの新型インフルエンザ(A/H1N1)においても一時的・地域的に医療資源・物資の逼迫なども見られるなど、実際の現場での行動計画の運用や病原性が低い場合の対応等について、多くの知見や教訓等が得られた。

そこで、国は、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成 23 年 9 月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定するとともに、この教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年 5 月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

### 3 . 行動計画の策定

国は、特措法第 6 条に基づいて設置された「新型インフルエンザ等対策有識者会議」の中間とりまとめ（平成 25 年 2 月 7 日）を踏まえ、平成 25 年 6 月に「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成した。政府行動計画は新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものとなっている。埼玉県はこの政府行動計画に基づき、平成 26 年 1 月に「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成した。

そこで、本市においても、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、平成 21 年 11 月に策定した所沢市新型インフルエンザ対策行動計画を見直し、特措法第 8 条の規定に基づく「所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定したものである。

なお、特措法第 37 条の規定に基づく「所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例」は平成 25 年 3 月に制定している。

新型インフルエンザ等への対策にあたっては、最新の科学的な知見を取り入れていく必要があるため、国、県等における検証やその動向等を踏まえ、適宜行動計画の見直しを行っていくものとする。

## 第1章 対策の基本方針

### 1. 対象とする感染症（特措法第2条第1号）

#### 1-1. 定義

本行動計画の対象とする感染症は、以下のとおりである。

##### (1) 新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）

###### 新型インフルエンザ

新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

###### 再興型インフルエンザ

かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

##### (2) 新感染症

感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（以下「新感染症」という。）

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

### 2. 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

#### 2-1. 対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。

また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、本市への侵入も避けよ

うがないと考えられる。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等は、長期的には、市民の多くが罹患するものではあるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティ（医療サービスの提供能力）を超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市全体の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

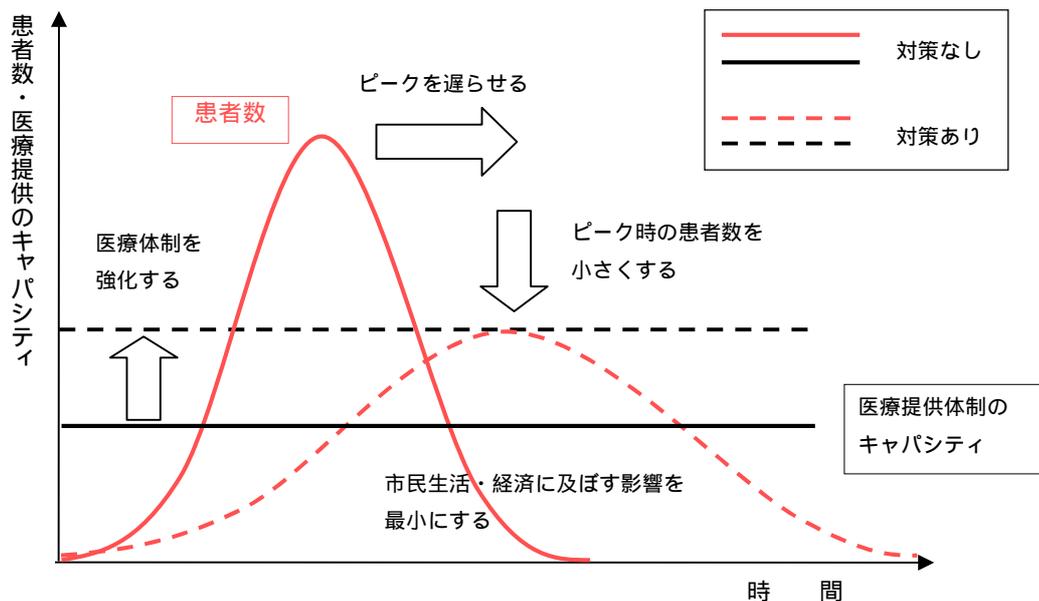
流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

地域での感染対策等により、欠勤者（罹患による欠勤、家族の看護等による出勤困難者等）の数を減らす。

事業継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

< 対策の効果（概念図） >



## 2-2. 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねないため、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要がある。

### (1) 発生段階に応じた対策

市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立するものである。

#### 未発生期

発生前の段階から、発生に備えた事前の準備を周到に行う。

#### 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに、国内の発生に備え、対策実施のための体制に切り替える。新型インフルエンザ等が海外で発生した場合には、国の対策等により病原体の国内への侵入を遅らせることはできても、侵入を防ぐことは不可能であるということ为前提として対策を講じる。

#### 国内発生期・地域発生早期

国内及び地域での発生当初の段階では、県において、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療が受けられる環境の確保、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討が行われる。

市は状況に応じて、市民への不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行うとともに、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的として、国及び県と協力し、対策を講じる。

なお、国内外の発生当初など、病原性や感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集することで対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策に切り替える。

#### 【抗インフルエンザウイルス薬】

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

また、2014年には新しい薬としてRNA転写酵素阻害剤（ファビピラビル（商品名「アビガン」））が開発及び承認され、今後、広く普及する可能性がある。

#### 地域感染拡大期

地域で感染が拡大した段階では、国、県、市、事業者等は相互に連携して、医療の確保や市民生活及び市民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張により、さまざまな事態が生じることが想定される。

したがって、あらかじめ決めておいたとおりには対策を進められないことが考えられ、社会の状況に応じて臨機応変に対処していく必要がある。

事態によっては、地域の実情等に応じて、柔軟に対応できるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるよう配慮や工夫を行う。

生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など、医療対応以外の感染対策と、県の役割であるワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

#### 小康期

患者の発生が減少し、低い水準にとどまった状況では、第二波の発生に注意しつつ、市民生活への影響を最小限に留めるよう、不要になった措置は随時解除する。

また、実施した対策の評価を行い、以後の対策に活かしていくことになる。

### (2) 市民及び事業者の意識啓発

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となるため、特に治療薬やワクチンが無い可能性が高い新感染症が発生した場合には、公衆衛生対策がより重要になる。

#### 感染予防等に必要な行動

新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、市民一人ひとりや事業者が、自身の感染や周囲への感染拡大を防ぐための適切な行動がとれるよう日ごろから準備しておく必要がある。

#### 事業者の業務継続に対する意識

医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことで効果が期待される。全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施するこ

とについて積極的に検討することが重要である。

## 2-3. 実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に特措法その他の法令、政府行動計画、県行動計画、市行動計画等に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重する。

国、県との連携により行う対策には、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛の要請、学校や興行場等の使用制限等の要請、臨時の医療施設開設のための土地等の使用等が想定されている。

その実施に当たっては、市民の権利と自由に制限を加えることが考えられるが、新型インフルエンザ等対策を実施するための制限は必要最小限のものとする。

なお、新型インフルエンザ等対策は、法令の根拠があることを前提に実施するものであることを、市民に十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等が有効であることなどにより、緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられる。状況に応じて、必ずしもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### (3) 関係機関相互の連携協力の確保

所沢市新型インフルエンザ等対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### 【参 考】 - 「埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画」より抜粋 -

市町村対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

## 2-4.記録の作成・保存

市対策本部における新型インフルエンザ等対策については、実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

## 3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

### 3-1.発生時の被害想定について

市行動計画の策定にあたっては、有効な対策を考える上での参考として、被害想定  
の推計値を算定する。

しかし、未知の感染症については、被害を想定することが困難であるため、算定に  
あたっては新型インフルエンザの発生を前提とする。

実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回  
る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエン  
ザ等のウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環  
境など多くの要素に左右される。

また、重症化する人の割合が実際にどの程度高くなるのかについては、様々な場合  
が考えられるため、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可  
能である。

本市の被害想定としては、現時点における科学的知見や、過去に世界で大流行した  
インフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

#### （1）所沢市の被害想定

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフル  
エンザのデータを参考に、一つの例として、全人口の25%が新型インフルエンザに  
り患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万  
人と推計している。

また、入院患者数及び死亡者数については、過去に世界で大流行したインフルエン  
ザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率  
0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%としている。

政府行動計画の推計を基に、所沢市の人口に応じて推計すると、「医療機関を受診  
する患者数」は約35,000人～約67,000人になる。

また、中等度の入院患者数の上限は約1,500人、死亡者数の上限は約450人となり、  
重度の場合では、入院患者数の上限は約5,300人、死亡者数の上限は約1,700人にな  
ると推計される（表1参照）。

表1 患者数・入院患者数・死亡者数の想定

|              | 所沢市                        |           | 埼玉県                   |            | 全国                         |          |
|--------------|----------------------------|-----------|-----------------------|------------|----------------------------|----------|
| 医療機関を受診する患者数 | 約 35,000 人<br>～ 約 67,000 人 |           | 約 75 万人<br>～ 約 140 万人 |            | 約 1,300 万人<br>～ 約 2,500 万人 |          |
| 入院患者数の上限     | 中等度                        | 重度        | 中等度                   | 重度         | 中等度                        | 重度       |
|              | 約 1,500 人                  | 約 5,300 人 | 約 3 万人                | 約 11 万人    | 約 53 万人                    | 約 200 万人 |
| 死亡者の上限       | 中等度                        | 重度        | 中等度                   | 重度         | 中等度                        | 重度       |
|              | 約 450 人                    | 約 1,700 人 | 約 9,500 人             | 約 36,000 人 | 約 17 万人                    | 約 64 万人  |

(2) 推計値の留意事項

表1の推計は、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、比較対象とした事例の発生国と現在の我が国の医療体制、衛生状況の相違等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点でも多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないため、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直すこととする。

3-2. 発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一例として想定される。

国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（感染力が消失して）、職場に復帰する。

ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられる。

しかし、従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等（学校、保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養など）のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

## 4. 対策推進のための役割分担

### 4-1. 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、ワクチンその他の医薬品の調査及び研究の推進、国際的な連携及び協力の推進に努める。

#### 【新型インフルエンザ等発生前】

「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった準備を総合的に推進

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

政府対策本部の基本的対処方針に基づき対策を強力に推進

医学や公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴き、対策を実施

### 4-2. 地方公共団体の役割

地方公共団体は、新型インフルエンザ等が発生したときには、特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。

#### （1）県の役割

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体として中心的な役割を担っており、県行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生に備える。

新型インフルエンザ等発生時は、自らの区域に係る対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する対策を総合的に推進する。

#### 【新型インフルエンザ等発生時】

県対策本部等を設置

政府の基本的対処方針に基づき、市町村や関係機関と連携

市町村や関係機関に対し、速やかに情報提供

地域医療体制の確保やまん延防止に関する対策を推進

#### （2）市の役割

市は、住民に最も近い行政単位であり、市行動計画に基づき地域住民に対するワクチ

ンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、特措法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。

【新型インフルエンザ等発生時】

まん延の遅延、市民生活の安定に関し主体的に対策を実施  
対策の実施に当たって、県や近隣の市町村と連携

#### 4-3. 医療機関の役割

【新型インフルエンザ等発生前】

新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策  
必要となる医療資器材の確保  
診療継続計画の策定  
地域における医療連携体制の整備

【新型インフルエンザ等発生時】

診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携  
発生状況に応じて医療を提供

#### 4-4. 指定（地方）公共機関の役割

指定（地方）公共機関とは、医療、医薬品等の製造及び販売、電気、ガス、輸送、通信その他公益的事業を営む法人で、特措法施行令で定められ又は知事が指定する者である。

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

【新型インフルエンザ等発生前】

特措法に基づき業務計画を作成

【新型インフルエンザ等発生時】

新型インフルエンザ等対策を実施  
国、県などの地方公共団体と連携協力して、的確かつ迅速に対策を実施

#### 4-5. 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生

時においても、最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行う。

【新型インフルエンザ等発生時】

- 国の指示により臨時に予防接種を実施
- 事業活動の継続
- 職場における感染対策の実施（発生前から継続）
- 重要業務の事業継続などの準備を積極的実施

#### 4-6. 一般の事業者

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

【新型インフルエンザ等発生前】

- 職場における感染対策の実施

【新型インフルエンザ等発生時】

- 一部の事業を縮小
- 多数の者が集まる事業者は、感染防止措置を徹底

#### 4-7. 市民

日頃から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っているマスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

【新型インフルエンザ等発生時】

- 発生の状況や実施されている対策等についての情報を入手
- 外出自粛や感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施

## 5 . 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階に応じて採るべき対応が異なる。状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、5つの発生段階に分類しているが、地域での発生状況は様々であり、特に地域での医療提供や感染対策等については、その状況に応じ、柔軟に対応する必要がある。本市の発生段階については、県の分類に基づき設定している。

国、県、市、関係機関等は、それぞれの行動計画等で示した対策を段階に応じて実施することとなる。

本市の行動計画における発生段階の設定  
 (各発生段階に応じた対応は第2章に記載)

| 発生段階             | 状態   |
|------------------|--|
| 未発生期<br>(P26)    | 新型インフルエンザ等が発生していない状態   |
| 海外発生期<br>(P30)   | 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態   |
| 国内発生期<br>(P33)   | 埼玉県以外の国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態                                     |
| 地域発生早期<br>(P37)  | 地域(県内、市内、近隣市等)で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態                |
| 地域感染拡大期<br>(P42) | 地域(県内、市内、近隣市等)で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態(感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む) |
| 小康期<br>(P47)     | 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。大流行はいったん終息している状況。                      |

- 1 発生段階は順を追って段階的に進行するものとは限らない。
- 2 地域発生早期及び地域感染拡大期における対応は、隣接市町村等での流行状況等を踏まえて実施することがある。

発生段階ごとの対策の概要（県・市）

| 発生段階         | 1 未発生期                        | 2 海外発生期                      | 3 国内発生期          | 4 地域発生早期              | 5 地域感染拡大期                    | 6 小康期                   |
|--------------|-------------------------------|------------------------------|------------------|-----------------------|------------------------------|-------------------------|
| 発生状況         | 海外を含め発生していない                  | 海外で発生                        | 国内で発生（県内は未発生）    | 地域で発生（患者の接触歴を把握）      | 地域でまん延（接触歴を把握できない）           | 患者発生が減少                 |
| 対策の目的        | 発生に備えた体制の整備                   | 国内発生に備えた体制の整備                | 地域発生に備えた体制の整備    | 感染拡大の抑制・感染拡大に備えた体制の整備 | 医療体制の維持・健康被害を抑制・社会・経済への影響の抑制 | 市民生活・市民経済の回復・流行の第二波への備え |
| 実施体制         |                               | 〔県〕対策本部の設置（政府の基本的対処方針に基づき対応） |                  |                       |                              | 〔県〕対策本部の廃止              |
|              |                               |                              | 〔市〕市対策本部の設置      |                       |                              | 〔市〕対策本部の廃止              |
| サーベイランス      | 〔県〕インフルエンザ・サーベイランス（発生状況の監視）   |                              |                  |                       |                              |                         |
|              |                               | 〔県〕サーベイランスの強化（全数把握開始）        |                  | 全数把握中止                |                              |                         |
|              |                               |                              | 〔県〕学校等の集団発生状況の把握 |                       |                              |                         |
| 情報収集・情報提供    | 〔県・市〕相談窓口の設置等                 |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔県・市〕市民、医療機関、事業者等への注意喚起・情報提供等 |                              |                  |                       |                              |                         |
| 予防・まん延防止     | 〔県・市〕特定接種（医療従事者等への先行的接種）      |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔市〕住民接種（全国民が対象）               |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔県・市〕学校等施設の使用制限等              |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔県・市〕不要不急の外出自粛要請等             |                              |                  |                       |                              |                         |
| 医療           | 〔県〕抗ウイルス薬等の備蓄、安定供給の確保         |                              |                  |                       | 〔県〕備蓄した抗ウイルス薬の供給             |                         |
|              | 〔県〕専用外来における医療提供、入院措置          |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔県〕医療等の実施の要請・指示               |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔県〕指定地方公共機関の指定、業務計画策定の報告受理    |                              |                  |                       | 〔県・市〕臨時の医療施設の設置              |                         |
| 市民生活・市民経済の安定 | 〔県〕指定地方公共機関等の業務継続             |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔県〕緊急物資の運送等の要請・指示             |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔市〕業務継続・水の安定供給                |                              |                  |                       |                              |                         |
|              | 〔県〕特定物資の売渡しの要請・収用             |                              |                  |                       |                              |                         |

〔 〕は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置  
 [ ]は、市が実施する対策

## 6 . 行動計画の主要 5 項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等対策の目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」の 2 点を達成するために、「1-1.実施体制」「1-2.情報収集・情報提供」「1-3.予防・まん延防止」「1-4.市民生活・市民経済の安定」「1-5.医療」の 5 項目を対策の主要項目とする。

市行動計画の策定及び改正等に際しては、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を聴き、発生時には、医学・公衆衛生の学識経験者の意見を適宜適切に聴取することで、実効性の確保に努める。

### 6-1.実施体制

#### ( 1 ) 新型インフルエンザ等対策連絡会議

新型インフルエンザ等の情報収集・情報提供及び連絡、連携体制を確保することを目的に関係課の課長職からなる「所沢市新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を開き、次の発生段階に備える。

#### 【所掌事務】

- 新型インフルエンザ等の情報収集・情報提供に関すること
- 新型インフルエンザ等に関する連絡体制を構築すること
- 新型インフルエンザ等が海外で大流行したことが確認された場合は、発生段階に応じて班体制を整備し、活動すること

#### 新型インフルエンザ等対策連絡会議の構成

|      | 構 成 員           |
|------|-----------------|
| 委員長  | 保健医療課長          |
| 副委員長 | 危機管理課長          |
| 委 員  | 市民医療センター事務部総務課長 |
|      | 健康管理課長          |
|      | 健康づくり支援課長       |
|      | 関係職員            |

#### 新型インフルエンザ等対策連絡会議の班体制・活動内容

| 班体制   | 活動内容  |
|-------|---|
| 連絡調整班 | 国・県のサーベイランスシステムを活用し、新型インフルエンザ等の発生状況や患者情報、医療機関の情報等を把握する。 |
| 調査班   | 埼玉県に協力し濃厚接触者の把握と健康状況確認、日常生活や消毒指導を実施する。                  |
| 相談対応班 | 「所沢市新型インフルエンザ等専用電話相談」を設置し、市民からの新型インフルエンザ等に関する相談受付を開始する。 |

## (2) 新型インフルエンザ等対策会議

新型インフルエンザ等が海外で大流行したことが確認された場合、又は国内発生期においては、全市的な体制を整備し、市内の発生に備えた対応等について速やかに協議するため、市長は「所沢市危機対策会議設置要綱」に基づく「所沢市危機対策会議」を招集し、「所沢市新型インフルエンザ等対策会議」（以下「対策会議」という。）として位置づける。

### 【所掌事務】

- 新型インフルエンザ等の情報に基づく予防対策に関すること
- 新型インフルエンザ等対策の検討に関すること
- その他新型インフルエンザ等対策に関すること

## (3) 新型インフルエンザ等対策本部会議

政府対策本部長が緊急事態宣言をした場合、又は地域発生早期や地域感染拡大期における状況に応じて、市長は、市長を本部長とする「所沢市新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）」を設置（特措法第34条及び所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく）し、対策会議は、所沢市新型インフルエンザ等対策本部会議（以下「本部会議」という。）に移行する。

本部会議では、感染のまん延を見越した総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、対策等を決定し実行する。

### 【所掌事務】

- 新型インフルエンザ等に対処するための総合的な基本方針に関すること
- 被害者の救助、医療救護、公共施設の対応等の応急対策に関すること
- 新型インフルエンザ等の拡大の防止及び流行の再燃に対する対策の強化に関すること

## (4) (仮称) 所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議

新型インフルエンザ等が海外又は国内で発生した際に、市内の発生に備えた対応等について速やかに協議するため、「(仮称) 所沢市新型インフルエンザ等対策有識者会議」（以下「有識者会議」という。）を設置する。

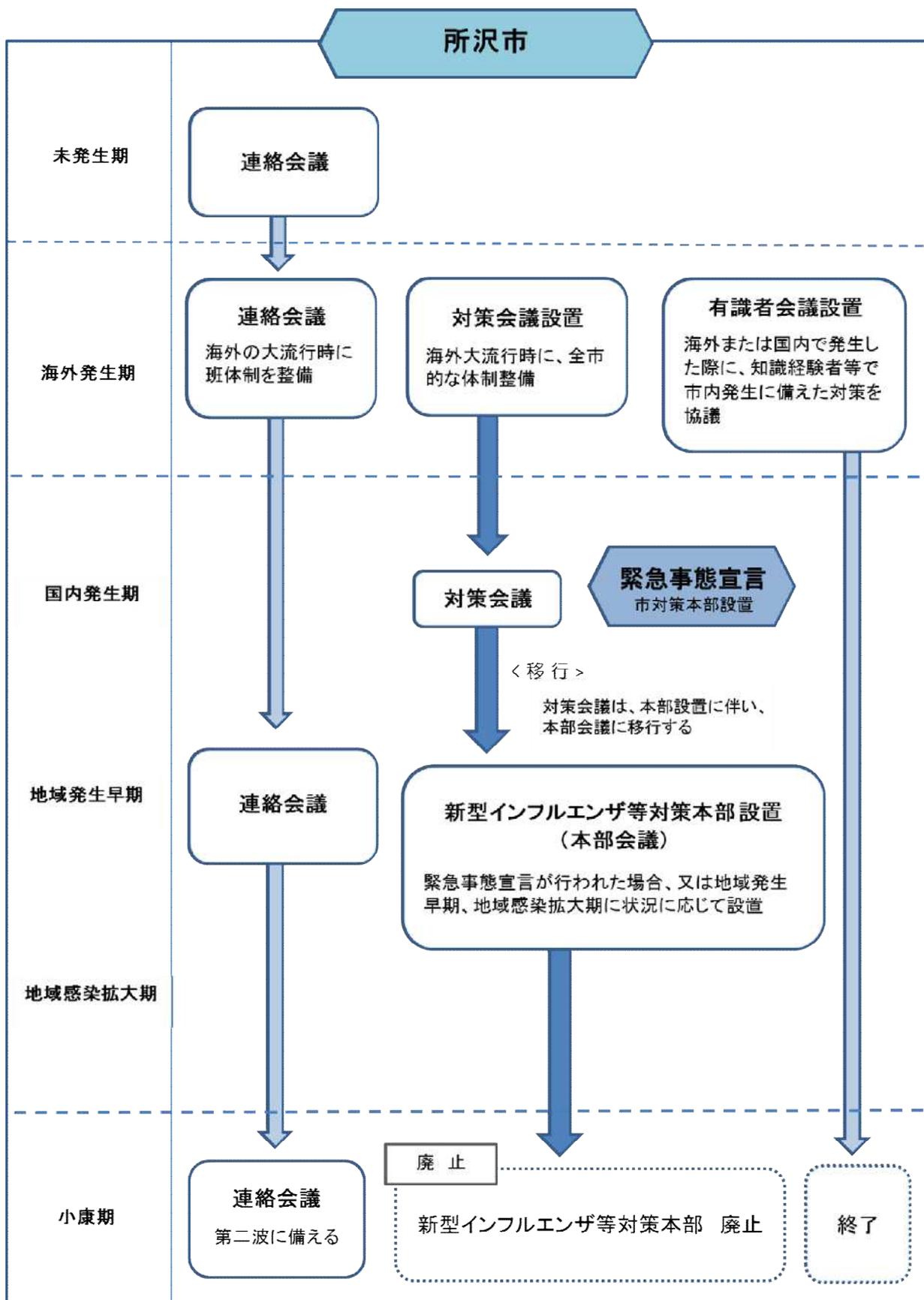
会議の構成員は、所沢市医師会をはじめとする医療関係団体の代表者、感染症に関する専門的な知識を有する者、関係行政機関の職員等を予定する。

所沢市新型インフルエンザ等対策会議・本部会議の構成

|                                | 構成員          |
|--------------------------------|--------------|
| 議長・本部長                         | 市長           |
| 副議長・副本部長                       | 副市長          |
|                                | 教育長          |
|                                | 上下水道事業管理者    |
| 委員                             | 秘書担当理事       |
|                                | 経営企画部長       |
|                                | 総務部長         |
|                                | 危機管理監        |
|                                | 財務部長         |
|                                | 市民部長         |
|                                | 福祉部長         |
|                                | こども未来部長      |
|                                | 健康推進部長       |
|                                | 環境クリーン部長     |
|                                | 産業経済部長       |
|                                | 街づくり計画部長     |
|                                | 建設部長         |
|                                | 会計管理者        |
|                                | 市民医療センター長    |
|                                | 市民医療センター事務部長 |
|                                | 議会事務局長       |
|                                | 教育総務部長       |
|                                | 学校教育部長       |
|                                | 上下水道部長       |
| 埼玉西部消防局長等（消防局長又は消防局長が指名する消防吏員） |              |

その他本部長が必要と認める者

【発生段階と実施体制の相関図】



## 6-2. 情報収集・情報提供

新型インフルエンザ等対策は、共通の理解のもとに対策の全ての段階、分野において、国、県、市、医療機関、事業者、個人の間でのコミュニケーションが必須である。

市は、県と連携をとりながら、国及び県が実施する対策及びサーベイランス（患者発生状況等の把握及び監視）医療体制確保等に関して、保健医療課及び危機管理課が中心となり、迅速かつ適切な情報収集を行うとともに、ホームページや相談窓口の設置、医療機関等との情報共有、市民、事業者、関連施設等への情報提供等を行い、理解を深めてもらうことで、発生時の適切な行動につなげていく。

特に学校や幼稚園、保育施設等は、集団感染などにより、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、経営企画部、総務部、健康推進部、こども未来部、教育委員会等が連携して、児童、生徒、保護者等に対して、感染症や公衆衛生に関する丁寧な情報提供を行っていく。

## 6-3. 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等の予防及びまん延防止は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保するとともに、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることが重要である。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、知事が必要に応じ、不要不急の外出の自粛要請を行うが、対策そのものが個人の行動や社会情勢、経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、病原性及び感染力、発生状況等の変化に応じて実施する対策を決定し、又は実施している対策を縮小、中止する。

住民接種については、パンデミックワクチン（P18参照）の開発状況等により実施時期が流動的になる可能性があるため、発生段階に関わらず円滑に実施できるよう備える。

### （１）予防接種について

#### ワクチン

ワクチンを接種することは、個人の発症や重症化を防ぐことになる。受診患者数等を医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会情勢、経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

新型インフルエンザの対策におけるワクチンには、製造の元となるウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの２種類がある。

#### ア．プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。パンデミックワクチンが供給されるまでの間、医療従事者等に対して接種される。

#### イ．パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### (2) 特定接種

#### 特定接種の概要

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

#### 特定接種の対象となり得る者

- ア．「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- イ．新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ウ．新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

#### 接種順位等

政府行動計画では、公益性及び公共性を基準として、以下の順とすることを基本としている。

国は、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会（政府の新型インフルエンザ等対策有識者会議の下に設置された医学や公衆衛生の学識経験者を中心とした委員会）の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他の関連事項を決定する。

- ア．医療関係者
- イ．新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員
- ウ．指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む）
- エ．それ以外の事業者

#### 特定接種の登録

県は、国が定める特定接種に関する実施要領に基づき、特定接種の登録対象となる事業者に対し、登録申請について情報提供を行う。市はこれに協力する。

#### 特定接種の接種体制

特定接種は原則として集団接種によって行う。

登録事業者については、登録事業者又は登録事業者が属する事業団体ごとに集団接種体制を構築することが登録の要件となる。

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国が実施主体になる。

新型インフルエンザ等対策を担う地方公務員については、所属する県又は市が実施主体になり接種を行う。

### (3) 住民接種

#### 臨時接種

特措法に基づく緊急事態宣言が行われている場合には、ワクチンを緊急に可能な限り多くの住民に接種するため、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うことになる。

#### 新臨時接種

緊急事態宣言が行われていない場合においても、新型インフルエンザ等は住民の大多数に免疫がないことから、多くの感染者が発生し、医療や社会経済に深刻な影響を与えるおそれがあるため、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うことになる。

#### 接種順位

住民接種の接種順位は、政府対策本部が、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

#### 【参考：政府行動計画における接種対象者の分類】

特定接種以外の対象者は、以下の4群に分類することを基本とする。

医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる群（基礎疾患を有する者及び妊婦）

小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

成人・若年者

高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化や死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条2項）考え方や、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方もある。

#### (4) 住民接種の接種体制

住民接種は、市が実施主体となり、原則として集団的接種により円滑に実施できるよう接種体制の構築を図る。

#### (5) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と、「住民接種」の二つの予防接種全体の実施の在り方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、医療提供、国民生活、国民経済の状況に応じ、政府対策本部が総合的に判断し決定することとされている。

#### (6) 医療関係者に対する要請

国及び県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、特措法に基づき、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うこととなる。

#### (7) 住民予防接種に関する手引きについて

国が定めた「住民に対する予防接種に関する実施要領」に基づき、住民予防接種に関する集団接種等の手引きを別に定め、緊急時に備える。

### 6-4. 市民生活・市民経済の安定

発生時でも最低限の市民生活が維持できるよう、関係者は、特措法に基づき発生前から事業継続計画を策定し、従業員への感染防止策の実施、支援物資等の備蓄、流通の確保等の準備を行っておくことが重要である。

市民生活に最低限必要な業務を継続的に維持するため、必要に応じて業務継続計画に基づき、市職員の健康管理の徹底と状況に応じた業務の縮小を行う。

### 6-5. 医療

#### (1) 医療体制に関する市独自の対応の検討

新型インフルエンザ等の発生時には、県内の医療体制の維持及び確保等については、県が主体となり、市は、県の要請等に応じて協力等を行うこととなる。

市は、保健所が二次医療圏を単位として適宜開催する「地域別対策会議」に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について検討することになる。

しかし、海外における新型インフルエンザ等の流行が確認された場合には、市内発生に備えて、市独自に対応を検討しなければならない事項も想定されるため、有識者会議等において情報共有及び対策の実施時期、実施方法等について速やかに協議することとする。

また、地域感染拡大期における医療の提供については、22 ページの「地域感染拡

大期（パンデミック時）における医療提供のイメージ」を参考に実施することとする。

【想定される協議内容】

- 市内医療機関の診療体制の情報収集
- 新型インフルエンザ等の患者と一般診療の患者を分けた外来診療体制の準備
- 医療機関等の収容能力を超えた場合等の受入施設の準備
- 市民医療センターの医療体制

(2) 第3章「発生段階に応じた対応」における医療の取り扱い

第3章「発生段階に応じた対応」においては、あらかじめ市町村の役割として定められている以下の項目についてのみ記載することとする。

在宅で療養する患者への対応

市は、国及び県と連携し、医師会等の関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

## 6-6 . 市内発生宣言

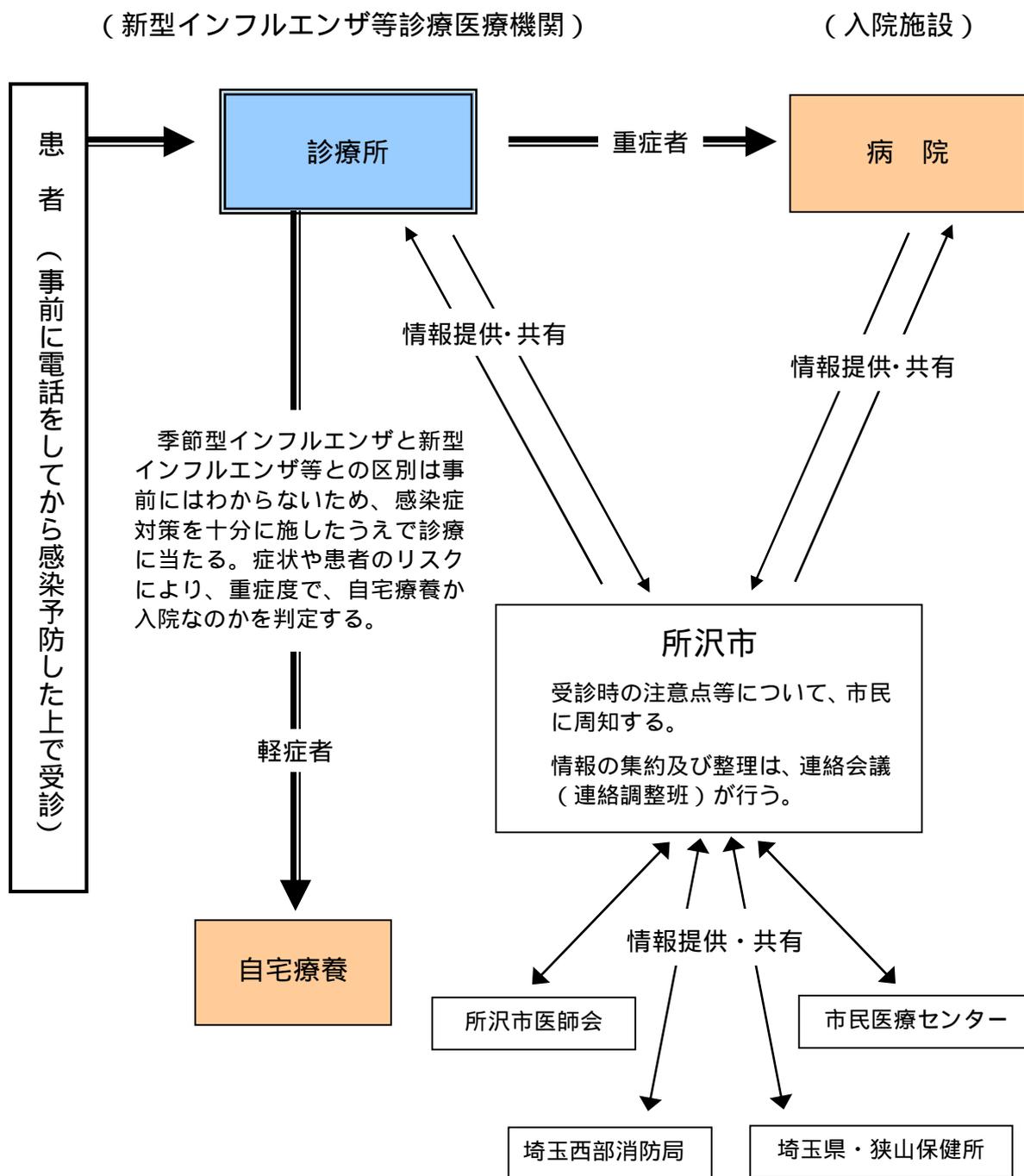
緊急事態宣言の有無に関わらず、市内で1例目の新型インフルエンザ等患者が確認された場合、市内で急速に感染が拡大する可能性もあることから、市長は市対策本部設置及び本部会議招集後、直ちにプレス発表等により「市内発生宣言」を行う。

その際、必要最低限の業務を除き、市では原則として業務を停止し、新型インフルエンザ等対策に当たっていることを周知するとともに、市民の冷静な対応及び感染のリスクを避けるための外出の自粛要請を行う。

発生宣言は、プレス発表に加え、ケーブルテレビ、防災行政無線、広報、ホームページ、チラシ、広報車など市のあらゆるメディアを活用して周知を図る。

公共施設の入口には、新型インフルエンザ等の患者発生を説明するポスター等を掲示する。

地域感染拡大期（パンデミック時）における医療提供のイメージ



## 7 . 新型インフルエンザ等緊急事態宣言時の措置

特措法第 32 条第 1 項に基づき、政府対策本部長が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときに行う。

国内で発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）を講じなければ、医療提供の限界を超えてしまい、国民の生命や健康を保護できず、社会混乱を招くおそれがあると判断した場合に、政府対策本部は、期間、区域を示して緊急事態宣言を行う。

具体的には、発生した新型インフルエンザ等で重症例（肺炎、多臓器不全、脳症など）の発生頻度が高い場合で、また、患者の感染経路が特定できない、又は確認された患者が多数の人に感染させる可能性のある行動をとっていたなど多数の患者が発生すると見込まれる場合において、都道府県の区域を基に指定されることとなる。

市は、緊急事態宣言がされたときは、国の基本的対処方針及び県の指示、市行動計画に基づき、必要に応じて以下の措置を講じる。

なお、近隣都県の発生状況等によっては、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していなくても、対象区域に含まれる場合もある。

### 7 - 1 . 実施体制

#### ( 1 ) 新型インフルエンザ等対策本部の設置

特措法第34条及び所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく「所沢市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置する（ P14参照）。

#### ( 2 ) 他の地方公共団体による代行・応援等

市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を図る。

#### ( 3 ) 政府対策本部・県対策本部との連携

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

### 7 - 2 . 情報収集・情報提供

市は、本市を区域として緊急事態宣言がされたときは、必要に応じ、市長コメント等により市民に対する注意喚起及び情報提供を行う。

また、市民等に対して、利用可能なあらゆる媒体や機関等を活用し、緊急事態宣言に伴う具体的な対策等を詳細に分かりやすく、速やかに情報提供する。

特に、緊急事態宣言に伴って市民一人一人がとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

なお、情報収集については、緊急事態宣言時において行う特別な措置はない。

### 7-3. 予防・まん延防止

#### (1) 国・県の指示に基づく対応の実施

国及び県の指示に基づき、濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、重点的まん延防止策、公共交通機関の混雑抑制策等が行われる地域となった場合には、これに対応する。

#### (2) 予防接種（住民接種）の実施等

住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施する。

また、小康期には、流行の第二波に備えて予防接種法第6条第3項に規定する新臨時接種の作業を進める。

### 7-4. 市民生活・市民経済の安定

#### (1) 水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の措置など、必要な措置を講ずる。

#### (2) 生活物資・価格動向等の相談・情報収集の充実

生活関連物資等の需給、価格動向や県が実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図る。

#### (3) 物価安定・物資供給のための調査・要請等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査及び監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。

#### (4) 要援護者への対応（地域発生早期・地域感染拡大期）

国、県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、搬送等）を行う。

( 5 ) 市役所業務の継続的な維持

市民生活に最低限必要な業務を継続的に維持するため、必要に応じて業務継続計画に基づき、市職員の健康管理の徹底と状況に応じた業務の縮小を行う。

なお、本項目については、地域発生早期以降は通常時の対応として記載しているため、国内発生期についてのみ【緊急事態宣言がされている場合】の項目に記載する。

( 6 ) 埋葬・火葬等（地域感染拡大期）

県の実請を受け、可能な限り火葬炉を稼働するよう努める。

県との連携により、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、職員体制の整備や物資の配備に努める。市は、国が緊急の必要があると認め、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を国が定めた場合は、これに対応する。

県の実請を受け、死亡者が火葬能力を上回る場合の、一時的な遺体安置施設等を確保するよう努める。

( 7 ) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止（小康期）

市は、国、県と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小又は中止する。

## 7-5 . 医療

( 1 ) 臨時の医療施設の開設（地域感染拡大期）

市は、県が必要であると認めるとき、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を行う。

## 第2章 発生段階に応じた対応

市は、発生段階に応じて、次のとおり対応するものである。

### 1. 未発生期（国内・海外で未発生）

新型インフルエンザ等が発生していない状態。

海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルス等が人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。

|  |
|--|
| 対応の目的  |
| 発生に備えて体制の整備を行う。  |
| 考え方  |
| <p>1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、市行動計画等を踏まえ、国、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</p> <p>2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体の認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。</p> |

#### (1) 実施体制

|  |
|--|
| <p><b>新型インフルエンザ等対策連絡会議の設置</b></p> <p>新型インフルエンザ等の情報収集、情報提供、連絡及び連携体制を確保することを目的に関係課の課長職からなる連絡会議を開き、次の発生段階に備える。</p> <p>また、発生段階に応じて班体制を整備し、活動する（ P13 参照 ）。</p>                                  |
| <p><b>所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画等の作成</b></p> <p>市行動計画を策定するとともに、計画の実効性を確保するため、必要な対応マニュアル、手引き等を作成する。</p> <p>県は、市及び指定地方公共機関とともに、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画又は業務計画の策定を行い、必要に応じて見直していく。</p> |
| <p><b>地域別対策会議への参加</b></p> <p>保健所が二次医療圏を単位として必要に応じて開催する「地域別対策会議」に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について検討する（ P20 参照 ）。</p>   |

国・県等との連携強化

平素からの情報交換、連携体制の確認等により、連携の強化を図っておく。

(2) 情報収集・情報提供

国・県等の情報収集・提供

国及び県が発信する新型インフルエンザ等に係る情報を収集し、必要に応じ市民、医療機関、事業者等に提供する。

予防対策・行動計画の周知

広報とところざわ、市ホームページ等を通じて、新型インフルエンザ等に関する予防対策や行動計画等の情報を市民や事業者に周知する。

施設等での情報提供・指導等

日頃から、関係部署と連携して、市立小中学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障害者の通所介護施設等に対し、感染症や公衆衛生について情報提供及び指導を行う。

相談窓口等の設置準備

市は、新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口等を設置する準備を進める。

情報収集・情報提供体制の整備

発生前から情報収集、情報提供、関係部局間での情報共有体制を整備する。

## (3) 予防・まん延防止

## 市民の知識・理解向上

発生時に市民が混乱しないように、情報提供や保健指導等を通じて、新型インフルエンザ等に対する、正しい知識や理解促進を図る。

県は、市、学校、事業者とともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの発症が疑わしい場合は、海外発生期に県が設置する「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、指示を仰ぐといった基本的な感染対策について理解促進を図る。

## 防護具等の備蓄

市の施設における消毒剤等の感染防護用品や、業務に従事する職員の感染防止のための个人防护具等の備蓄を進める。備蓄に当たっては、用具の耐用年数を考慮し、継続的な購入等に留意する。

## 施設等での感染予防策・臨時休業等への準備

市立小中学校、幼稚園、保育施設、高齢者や障害者の通所介護施設等における感染予防策、臨時休業等が必要となった場合の対処等についての準備を勧奨する。

## 予防接種（住民接種）への備え

住民に対する予防接種等については、国が定めた「住民に対する予防接種に関する実施要領」に基づき、集団予防接種等に関する手引きを別に定め、緊急時に備える。

市は、国及び県、医師会等の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第1項又は第3項に基づき、市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種（臨時接種又は新臨時接種）することができるための体制の構築を図る。

## 予防接種（住民接種）に関する市町村間の広域的対応

円滑な予防接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。国及び県は、その技術的な支援を行う。

## 予防接種（特定接種）への備え

特定接種対象となる市職員を把握し報告するとともに、国が実施する登録事業者の登録業務等に必要に応じて協力する。

(4) 市民生活・市民経済の安定

食料品や生活必需品確保に関する準備

市の備蓄に合わせ、生産事業者、物流事業者、製造販売事業者等との供給協定締結や連携等により、発生時の地域における食料品や生活必需品等の確保に備える。

市役所業務の継続の準備

発生が確認された時期にあっても、行政機能を維持するため、所沢市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】を作成する。

要援護者の把握

新型インフルエンザ等の流行によって孤立し、生活に支障を来すおそれがある世帯の把握に努め、発生後速やかに必要な支援ができるよう備える。

県は、国と連携し、市に対して、要援護者の把握及びまん延時における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供、搬送）等について、具体的手続を決めておくよう要請する。

遺体安置体制及び火葬体制構築への協力

県が行う調査に協力するとともに、情報共有を図る。

また、県の遺体安置体制及び火葬体制を踏まえ、市民課等と調整し、適切な実施ができるよう備える。

県は、市町村等と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握及び検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

物資及び資材の備蓄等

市は、県及び指定地方公共機関とともに、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、又は施設及び設備の整備を行う。この場合、特措法第11条の規定により、災害対策用に備蓄する物資及び資材は、兼ねることができるものとする。

## 2. 海外発生期

海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。

国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。

海外においては、発生国あるいは地域が限定的な場合や、流行が複数の国あるいは地域に拡大している等の状況。

| 対応の目的  |
|--|
| 国内発生に備えて体制を整備する。   |
| 考え方  |
| <p>1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等については、十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性や感染力等が高い場合に対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2) 国が国際的な連携により積極的に収集する「海外での発生状況」「新型インフルエンザ等の特徴」等に関する情報を把握する。</p> <p>3) 県が行う県内のサーベイランスや収集した情報を把握する。</p> <p>4) 国内発生した場合の対策等について、医療機関、事業者、市民等に的確な情報提供を行い、それぞれの立場での準備を促す。</p> |

### (1) 実施体制

|  |
|--|
| <p><b>新型インフルエンザ等対策会議の設置</b></p> <p>海外での大流行が確認された場合、又は国内発生期においては、全市的な体制を整備し、市内の発生に備えた対応等について速やかに協議するため、市長が「所沢市新型インフルエンザ等対策会議」を設置する（ P14 参照 ）。</p> |
| <p><b>新型インフルエンザ等対策連絡会議の継続</b></p> <p>連絡会議は、情報収集、情報提供、連絡体制、連携体制の確保等を継続し、発生段階に応じて班体制を整備し活動する（ P13 参照 ）。</p>  |
| <p><b>（仮称）新型インフルエンザ等対策有識者会議の設置</b></p> <p>市内の発生に備えた対応等について速やかに協議するため、有識者会議を開催する（ P14 参照 ）。</p>   |
| <p><b>地域別対策会議への参加</b></p> <p>保健所が二次医療圏を単位として開催する「地域別対策会議」に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について検討する（ P20 参照 ）。</p>   |

( 2 ) 情報収集・情報提供

関係部署間の情報共有

「所沢市新型インフルエンザ等対策会議」「新型インフルエンザ等対策連絡会議」等を通じて、関係部署間の必要な情報を共有する。

相談窓口の設置

新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設置する。設置にあたっては生活相談、地方公共団体の対応策に関する問い合わせにも対応できる体制を検討する。

正確な情報提供

保健医療課と危機管理課が中心となり、国及び県等が発信する情報を入手し、市民、医療機関、事業者への情報提供に努める。

また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

( 3 ) 予防・まん延防止

予防策の周知及び勧奨

市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤、県が設置する「帰国者・接触者相談センター」の活用等の基本的な感染対策等について周知し、勧奨する。

予防接種（特定接種）の情報提供及び実施

政府対策本部長が特定接種の実施を決定した場合、市は、国及び県と連携し、ワクチンの有効性及び安全性、具体的な運用等について、特定接種の対象者や市民に情報提供する。

また、特定接種の対象として登録している市職員に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う（ P18 参照 ）。

予防接種（住民接種）の準備

国及び県と連携して、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時接種又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づく新臨時接種の接種体制の準備を行う。

国の要請により、全住民が速やかに接種できるよう集団的な接種を行うことを基本として、事前に市町村行動計画において定めた接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築の準備を進める。

## (4) 市民生活・市民経済の安定

## 遺体の一時的安置の準備

県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保について準備を進める。

### 3 . 国内発生期

埼玉県以外の国内いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生した状態。

| 対応の目的  |
|--|
| 地域発生に備えて体制の整備を強化する。  |
| 考え方  |
| 1 ) 国内で発生した状況等により、国が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等を講じる。<br>2 ) 医療体制や感染対策について、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民に対して積極的な情報提供を行う。<br>3 ) 国が集約した国内外の情報や、医療機関での院内感染対策に関する情報を把握し、医療機関等に提供する。<br>4 ) 県内又は近隣市等での発生及び地域感染拡大期への移行に備えて、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。<br>5 ) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。<br>6 ) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小や中止を図る。 |

#### ( 1 ) 実施体制

|  |
|--|
| <b>対策検討の継続</b><br>対策会議、有識者会議、連絡会議等において、市民生活及び市民経済の安定、医療体制の確保に関する情報共有及び状況に応じた対策の検討を継続する。                                      |
| <b>地域別対策会議への参加</b><br>保健所が二次医療圏を単位として開催する「地域別対策会議」に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について検討する（ P20 参照 ）。                                  |
| <b>【緊急事態宣言がされている場合】</b><br><b>新型インフルエンザ等対策本部の設置</b><br>特措法第34条及び所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく「所沢市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置する（ P14参照 ）。 |

## (2) 情報収集・情報提供

## 相談窓口の体制充実・強化

電話相談窓口の開設時間延長など、新型インフルエンザ等に関する相談体制の充実及び強化を図る。

## 正確な情報提供

保健医療課と危機管理課が中心となり、国及び県等が発信する情報を入手し、市民、医療機関、事業者等への情報提供に努める。

また、地域内の発生状況や今後実施される対策に係る情報、公共交通機関の運行状況等について情報提供する。

## 【緊急事態宣言がされている場合】

## 感染予防策・受診方法等の情報提供

市民一人一人がとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

## (3) 予防・まん延防止

## 予防策の周知・勧奨

市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること、時差出勤等の基本的な感染対策等を周知し、勧奨する。

## 市民への周知徹底

市民に感染予防策、拡大防止策を徹底するよう周知する。

## 施設閉鎖時の対応の検討

市内発生に備え、市の施設の閉鎖時の対応について検討する。

## 施設等における関係者の健康状態の把握

児童、生徒、通所者、職員の健康状態を把握し、発熱、咳等の症状のある者の早期発見や医療機関への受診勧奨に努めるよう、各施設等に周知する。

施設等における臨時休業基準の検討

市内発生に備え、都道府県が示した学校等の臨時休業の基準を考慮し、市立小中学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準について検討する。

予防接種（住民接種（新臨時接種））の実施

市民へのパンデミックワクチンの供給が可能になり次第、接種体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所及び医療従事者の確保を行うとともに、市民への周知等を行い、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、迅速かつ円滑に実施する（P19参照）。

予防接種は、発生状況、パンデミックワクチンの開発状況等により時期が変動する可能性がある。

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市は接種を開始する。また、県は、市とともに県民に対して接種に関する情報提供を開始する。

市は、接種の実施に当たり、国及び県、医師会等と連携して接種会場を確保し、原則として、市の住民基本台帳に登録されている住民を対象に集団的接種を行う。

【緊急事態宣言がされている場合】

国・県の指示に基づく対応の実施

国・県の指示に基づき、濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、重点的まん延防止策、公共交通機関の混雑抑制策等が行われる地域となった場合には、これに対応する。

予防接種（住民接種（臨時接種））の実施

市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施する（P19参照）。

（4）市民生活・市民経済の安定

火葬作業従事者への用具手配

県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡るよう調整する。

**【緊急事態宣言がされている場合】****水の安定供給**

水を安定的かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の措置など、必要な措置を講ずる。

**市役所業務の継続的な維持**

市民生活に最低限必要な業務を継続的に維持するため、所沢市業務継続計画(BCP)【新型インフルエンザ編】に基づき、市職員の健康管理の徹底と状況に応じた業務の縮小を行う。

**物価安定・物資供給のための調査・要請等**

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査及び監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

**生活物資・価格動向等の相談・情報収集の充実**

生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図る。

#### 4 . 地域発生早期（県内・市内・近隣市等での発生）

県内、市内、近隣市等で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。

| 対応の目的   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ) 市内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>2 ) 患者に適切な医療を提供する。</li> <li>3 ) 感染拡大に備え、体制を整備する。</li> </ul>  |
| 考え方   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>1 ) 感染拡大を止めることは困難であるが、積極的な感染拡大防止策を講じる。</li> <li>2 ) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会情勢や経済活動の状況等について情報収集し、医療体制や感染対策について、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民に対して積極的な情報提供を行う。</li> <li>3 ) 新型インフルエンザ等患者への相談体制を確実に運営し、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>4 ) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。</li> <li>5 ) 感染の拡大に備え、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定を確保するための準備等について体制整備を進める。</li> <li>6 ) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。</li> <li>7 ) 状況に応じて、必要性の低下した対策の縮小や中止を図る。</li> </ul> |

##### ( 1 ) 実施体制

|  |
|--|
| <p><b>市内発生宣言</b></p> <p>市内で新型インフルエンザ等患者が確認された場合、緊急事態宣言の有無に関わらず、市長はプレス発表等により「市内発生宣言」を行う（ P21 参照）。</p> <p>市では、急激な感染拡大の防止と市民生活に最低限必要な業務を継続的に維持するため、市職員の健康管理の徹底と状況に応じた業務の縮小を行うことを市民に周知するとともに、市民の冷静な対応を呼びかけ、必要に応じて外出の自粛についても要請する。</p> |
|--|

**対策検討の継続**

対策会議（あるいは本部会議）、有識者会議、連絡会議等において、市民生活及び市民経済の安定や、医療体制の確保に関する情報共有及び状況に応じた対策の検討を継続する。

**地域別対策会議への参加**

保健所が二次医療圏を単位として必要に応じて開催する「地域別対策会議」に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について検討する（P20参照）。

**【緊急事態宣言がされている場合】****新型インフルエンザ等対策本部の設置**

特措法第34条及び所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく「所沢市新型インフルエンザ等対策本部」を直ちに設置する（P14参照）。

**他の地方公共団体による代行・応援等**

市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を図る。

**政府対策本部・県対策本部との連携**

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

**(2) 情報収集・情報提供****混乱防止・注意喚起等**

国及び県からの通知、インターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報等を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民、医療機関、事業者等に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。

また公共交通機関の運行状況について情報提供する。

**家庭での予防策・拡大防止策の徹底**

新型インフルエンザ等の県内発生状況について市民に周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。

また、学校等の施設における臨時休業時の対応等について市民に周知する。

相談窓口の継続

新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

【緊急事態宣言がされている場合】

感染予防策・受診方法等の情報提供

市民一人一人がとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

(3) 予防・まん延防止

市民への強力な勧奨

市民に、マスク着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策等を強く勧奨する。

学校・保育施設等の管理者への要請

学校において、ウイルスの病原性等の状況に応じて、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖、学年閉鎖、休校）を適切に実施するように要請する。学校、保育施設等に通う患者は一定期間自宅待機（出席停止）とするよう、管理者に要請する。

県の要請に基づく対応

県が行う患者対策や濃厚接触者対策については、県の要請に基づいて対応する。

予防接種（住民接種（新臨時接種））の実施

市民へのパンデミックワクチンの供給が可能になり次第、接種体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所及び医療従事者の確保を行うとともに、市民への周知等を行い、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、迅速かつ円滑に実施する（ P19 参照 ）。

予防接種は、発生状況、パンデミックワクチンの開発状況等により時期が変動する可能性がある。

パンデミックワクチンが全国民分製造されるまで一定の期間を要するが、供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市は接種を開始する。また、県は、市とともに県民に対して接種に関する情報提供を開始する。

市は、接種の実施に当たり、国及び県、医師会等と連携して接種会場を確保し、原則として、市の住民基本台帳に登録されている住民を対象に集団的接種を行う。

**【緊急事態宣言がされている場合】**

国・県の指示に基づく対応の実施

国・県の指示に基づき、濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、重点的まん延防止策、公共交通機関の混雑抑制策等が行われる地域となった場合には、これに対応する。

予防接種（住民接種（臨時接種））の実施

市民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施する。

**（4）市民生活・市民経済の安定**

市役所業務の継続的な維持

市民生活に最低限必要な業務を継続的に維持するため、所沢市業務継続計画(BCP)【新型インフルエンザ編】に基づき、市職員の健康管理の徹底と状況に応じた業務の縮小を行う。

一般相談等への対応

市内での発生が確認された場合、健康相談以外の市の業務状況に関する問い合わせに対応する。

必要に応じた要援護者への対応

緊急事態宣言が行われていない場合においても、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある、高齢者世帯や障害者世帯等への生活支援（安否確認、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送）等の対応を必要に応じて行う。

火葬の実施・適切な遺体の保存

遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。

【緊急事態宣言がされている場合】

水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の措置など、必要な措置を講ずる。

物価安定・物資供給のための調査・要請等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査及び監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

生活物資・価格動向等の相談・情報収集の充実

生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図る。

要援護者への対応

国、県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、搬送）等を行う。

( 5 ) 医療

在宅で療養する患者への対応の準備

国及び県と連携し、医師会等の関係団体の協力を得ながら、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応に係る準備を行う。

## 5. 地域感染拡大期（県内・市内・近隣市等での感染拡大）

県内、市内、近隣市等で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で把握できなくなった状態（感染の拡大からまん延を経て、患者の減少に至る時期を含む）

| 対応の目的  |
|--|
| 1) 医療体制を維持する。<br>2) 健康被害を最小限に抑える。<br>3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。  |
| 考え方  |
| 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。<br>2) 県内、市内、近隣市等での発生の状況に応じ、実施すべき対策の判断を行う。<br>3) 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会情勢や経済活動の状況等について周知し、市民一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、市民に対して積極的な情報提供を行う。<br>4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。<br>5) 医療体制の維持について、県の指示に基づきできる限り協力し、健康被害を最小限にとどめる。<br>6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活及び市民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。<br>7) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療体制への負荷を軽減することができるため、住民接種の早期開始に向けた準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。<br>8) 状況に応じて、必要性の低下した対策を縮小又は中止する。 |

### (1) 実施体制

#### 対策検討の継続

対策会議（あるいは本部会議）、有識者会議、連絡会議等において、市民生活及び市民経済の安定や、医療体制の確保に関する情報共有及び状況に応じた対策の検討を継続する。

地域別対策会議への参加

保健所が二次医療圏を単位として必要に応じて開催する「地域別対策会議」に参加し、地域の実情に応じた医療体制の整備等について検討する（ P20 参照）。

【緊急事態宣言がされている場合】

新型インフルエンザ等対策本部の設置

特措法第34条及び所沢市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づく「所沢市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する（ P14参照）。

他の地方公共団体による代行・応援等

市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を図る。

政府対策本部・県対策本部との連携

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。また、必要に応じて県対策本部長に対して総合調整を行うよう要請する。

( 2 ) 情報収集・情報提供

混乱防止・注意喚起等

国及び県からの通知、インターネット等により新型インフルエンザ等の発生情報等を収集し、関連情報及び市の対策内容、状況を市民、医療機関、事業者等に提供するとともに、混乱防止及び注意喚起を図る。

また公共交通機関の運行状況について情報提供する。

家庭での予防策・拡大防止策の徹底

新型インフルエンザ等の県内発生状況について市民に周知し、家庭での感染予防策、拡大防止策の徹底を要請する。

また、学校等の施設における臨時休業時の対応等について市民に周知する。

相談窓口の継続

新型インフルエンザ等に関する相談体制を継続する。

**【緊急事態宣言がされている場合】**

## 感染予防策・受診方法等の情報提供

市民一人一人がとるべき感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。

また、学校、保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。

**(3) 予防・まん延防止**

## 予防接種（住民接種（新臨時接種））の実施

市民へのパンデミックワクチンの供給が可能になり次第、接種体制の構築、接種に要する器具の準備、接種場所及び医療従事者の確保を行うとともに、市民への周知等を行い、予防接種法第6条第3項の規定に基づく新臨時接種として、迅速かつ円滑に実施する（P19参照）。

## り患者の外出自粛の呼びかけ

新型インフルエンザ等のり患者については、症状が軽快しても、感染力が無くなるまで外出しないよう呼びかける。

## 施設閉鎖・主催行事の中止等の検討

市施設の閉鎖や、市主催行事の中止又は延期を検討する。

## 学校・保育施設等の管理者への要請

都道府県が示した学校等の臨時休業の基準に基づいて決定した小中学校、幼稚園、保育施設等の臨時休業の基準を引き続き適用する。

**【緊急事態宣言がされている場合】**

## 国・県の指示に基づく対応の実施

国及び県等の指示に基づき、濃厚接触者対策や外出自粛要請、施設の使用制限等の要請、重点的まん延防止策、公共交通機関の混雑抑制策等が行われる地域となった場合には、これに対応する。

## 予防接種（住民接種（臨時接種））の実施

住民に対する予防接種について、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施する（P19参照）。

( 4 ) 市民生活・市民経済の安定

市役所業務の継続的な維持

市民生活に最低限必要な業務を継続的に維持するため、所沢市業務継続計画（BCP）【新型インフルエンザ編】に基づき、市職員の健康管理の徹底と状況に応じた業務の縮小を行う。

必要に応じた要援護者への対応

緊急事態宣言が行われていない場合においても、新型インフルエンザ等の流行により孤立し、生活に支障を来すおそれがある、高齢者世帯や障害者世帯等への生活支援（安否確認、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送）等の対応を必要に応じて行う。

【緊急事態宣言がされている場合】

水の安定供給

水を安定的かつ適切に供給するために、消毒その他衛生上の措置など、必要な措置を講ずる。

物価安定・物資供給のための調査・要請等

市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査及び監視を行うとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

生活物資・価格動向等の相談・情報収集の充実

生活関連物資等の需給、価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口や情報収集窓口の充実を図る。

要援護者への対応

国、県と連携し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供、搬送）等を行う。

火葬場の継続稼働

県の要請を受け、可能な限り火葬炉を稼働するよう努める。

**火葬作業についての職員体制整備・物資配備**

県との連携により、遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資を確保することに引き続き努めるとともに、火葬場の火葬能力を最大限に発揮させるため、職員体制の整備や物資の配備に努める。

**埋葬・火葬の特例**

市は、国が緊急の必要があると認め、当該市町村以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続きの特例を国が定めた場合は、これに対応する。

**臨時遺体安置所及び人員の確保**

火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の要請に基づき、臨時遺体安置所及び遺体の保存作業に必要な人員等を確保する。

**(5) 医療****在宅で療養する患者への対応**

国及び県と連携し、医師会等の関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合に、在宅で療養する新型インフルエンザ等患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行う。

**【緊急事態宣言がされている場合】****臨時の医療施設の開設に係る事務**

市は、特措法第48条第2項の規定により県が必要であると認めるとき、臨時の医療施設の開設に係る事務の一部を行う。

## 6 . 小康期

新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。  
大流行はいったん終息している状況。

| 対応の目的   |
|---|
| 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。  |
| 考え方   |
| 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、県の指示に基づき、資器材、医薬品の調達等に協力し、第一波による医療体制、社会情勢、経済活動への影響から早急に回復を図る。<br>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。<br>3) 情報収集を継続することにより、第二波の発生の早期探知に努める。<br>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。 |

### ( 1 ) 実施体制

#### 実施体制の変更

市は、国が基本的対処方針を変更し、小康期に入ったこと、縮小又は中止する措置等に係る小康期の対処方針を公示したときは、直ちに本部会議を開催し、小康期の対策等を検討する。

#### 対策本部の廃止

特措法第 32 条第 5 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がされた時は、所沢市新型インフルエンザ等対策本部を廃止する。

### ( 2 ) 情報収集・情報提供

#### 終息と第二波に備える情報提供・注意喚起

市民、医療機関、事業者等に対し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性について情報提供と注意喚起を行う。

#### 情報提供方法等の見直し

相談窓口等に寄せられた問い合わせ、関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ情報提供のあり方を評価し、見直しを行う。

## (3) 予防・まん延防止

## 拡大防止策の見直し

新型インフルエンザ等の発生から感染拡大、流行の終息に至る経過等を踏まえ、第二波に備えて拡大防止策の改善に努める。

## 予防接種（住民接種（新臨時接種））の実施

流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を実施する。

## 【緊急事態宣言がされている場合】

## 予防接種（住民接種（臨時接種））の実施

基本的対処方針に基づき、必要に応じて、国及び県と連携し、流行の第二派に備え、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を実施する（P19参照）。

## (4) 市民生活・市民経済の安定

## 措置の解除

不要となった措置を、随時解除する。

## 【緊急事態宣言がされている場合】

## 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止

市は、国、県と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小又は中止する。



---

---

## 所沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 11 月

### 所沢市健康推進部保健医療課

〒359-8501 所沢市並木一丁目 1 番地の 1

TEL 04-2998-9385 FAX 04-2998-9138

E-MAIL [a9385@city.tokorozawa.saitama.jp](mailto:a9385@city.tokorozawa.saitama.jp)

---

---